

| 町 長 | 副町長 | 課 長 | 主 幹 | 担 当 | 合 議 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|     |     |     |     |     |     |

会 長

署名委員

署名委員

## 第1回 上富良野町国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日 時 自 令和6年11月22日 18時30分  
至 令和6年11月22日 19時40分
- 2 場 所 富良野広域連合上富良野消防署2階 第2会議室
- 3 出席者

公 益 代 表 北川 昭雄・西塚 邦夫・玉島 和恵

保険医・薬剤師代表 渋江 久・松井 拓也

被 保 険 者 代 表 喜多 静子・花田 久泰・小玉 佳史

被用者保険等保険者代表

(欠席委員 小玉 格・森田 真二)

事 務 局 副町長・町民生活課長・総合窓口班主幹

総合窓口班：主任黒田・信田主事 健康推進班：菊池保健師

### 4 付議議題

- ・上富良野町国民健康保険条例の一部改正について

|        |                                           |
|--------|-------------------------------------------|
| 町民生活課長 | 定刻となりましたので、令和6年度第1回上富良野町国民健康保険運営協議会       |
|        | を開会します。                                   |
|        | なお、本日都合により、森田委員、小玉委員が欠席となっておりますことをご       |
|        | 報告いたします。                                  |
|        | また、今年の1月にご逝去されました松井英治委員の後任として、新たに松井       |
|        | 拓也氏が三師会より選任されましたので報告いたします。                |
|        | 開催に先立ちまして、松井様より自己紹介を兼ねて挨拶願います。            |
| 松井委員   | 新たに本会の委員に選任されることとなりました松井と申します。このような       |
|        | 場の機会が少なく、わからないこともあるかとは思いますが、よろしく願いし       |
|        | ます。                                       |
| 町民生活課長 | ありがとうございました。続きまして町長挨拶ですが、町長が他の公務により       |
|        | 不在のため、副町長よりご挨拶いたします。                      |
|        | 副町長挨拶                                     |
| 副 町 長  | みなさんこんばんは。お忙しい時期にお集り頂き、誠にありがとうございます。      |
|        | また、日頃より上富良野町の国民健康保険の運営に関し、ご尽力、ご理解をい       |
|        | ただいていることに改めて感謝申し上げます。                     |
|        | 本日の議題は、前年度の被保険者の状況、給付の状況、決算の状況と、本年度       |
|        | の補正予算についてのご報告、また諮問事項としまして、令和5年に公布された      |
|        | 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律       |
|        | 等の一部を改正」に伴い、今年12月2日より被保険者証が廃止されることから、     |
|        | 今後の運用等について、諮問事項とさせていただき、ご審議をいただきたいとこ      |
|        | ろでございます。                                  |
|        | 近年、上富良野町においては、人口減少とともに国保加入の被保険者数も年々       |
|        | 減少しておりますが、この運営協議会にて、ご助言・ご指導を頂き、皆様から賜      |
|        | ったご意見をしっかり受け止めて安定的な国保運営に生かしていきたいと考え       |
|        | ておりますので、本日は、よろしくお願いいたします。                 |
| 町民生活課長 | 続きまして北川会長より挨拶をお願いします。                     |
|        | 会長挨拶                                      |
| 会 長    | みなさまお晩でございます。夜分お疲れのところお集まりいただきありがとうございます。 |
|        | ございます。国保の運営協議会ということで以前は年に2、3回行われておりました    |

|                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                           | <p>ところですが、最近は運営を道に移管しているということもあり、緊急の課題が無かったことから、本会が今年度第 1 回目の運営協議会となりました。今、副町長からもお話がありましたとおり、恒例の議題である給付状況、決算状況等についてご審議いただくとともに、今回の一番のメインとなるのが諮問事項にあります条例の一部改正について皆様方にご審議いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>だんだんと寒くなってまいりましたので、委員の方々も風邪を引かないようご留意していただきたいと思います。それでは早速審議のほうに入らせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> |
| 町民生活課長                    | <p>ここからは規則第 5 条で議長は会長が務めることとなっておりますので会長の進行でお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 会 長                       | <p>会議録署名委員については規則第 9 条第 2 項の規定により協議会に諮りこれを決めることとなっております。被保険者代表から花田委員、公益代表から玉島委員にお願いしたいと思います。</p>                                                                                                                                                                                                          |
| 各委員                       | (承認)                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 1 報告事項                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (1) 研修会について               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事 務 局                     | <p>例年開催されております国保運営協議会会長研修会、上川管内国保運営協議会委員研修会については、国保連において上川管内の保険者向けに開催意向のアンケート調査が実施された結果、会長研修会については令和 7 年 3 月頃に書面及び WEB の動画配信による開催となり、委員研修会は書面での開催のみとなり、研修会資料が送られてきておりますので机上に配布させていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。</p>                                                                                        |
| (2) 令和 5 年度国民健康保険被保険者等の状況 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事 務 局                     | P1 により説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                           | <p>議案の 1 ページをご覧ください。1 加入状況について令和 5 年度末の町の総人口は 9,814 人で前年と比べ 176 人の減となっており、この人口減少と後期高齢者へ</p>                                                                                                                                                                                                               |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | の移行に伴い国保加入率についても、20.8%と0.8%の減と減少傾向にあります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|     | 2 世帯状況について令和5年度末現在で、総世帯数が1,292世帯、年間平均は1,300世帯と46世帯減少しています。退職者等世帯数については、平成26年度で制度が廃止され全世帯が一般世帯へ移行したため、今年度も対象者はおりません。                                                                                                                                                                                                                                                          |
|     | 3 被保険者数状況について、令和5年度末現在2,043人、年間平均2,174人と前年より117人減少しています。被保険者の内訳につきましては、未就学児で若干の減、70歳以上一般の高齢者については年度末現在・年間平均共に昨年度より減少しておりますが、70歳以上一定におきましては、増加している状況です。                                                                                                                                                                                                                       |
|     | (3) 令和5年度国民健康保険給付の状況について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事務局 | P2～4により説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|     | 2 ページ目の医療給付の状況につきましては、件数は前年対比で27.41%との増となり、費用額につきましては前年度対比で43.88%と44%程増加しております。中段の1人当たりの費用額と保険給付費については、前年対比が153.67%、153.75%となっております。3 ページ目につきましては、一般分の内訳となっております。4 ページ目の月額保険者負担額につきましては、給付状況をグラフで表したものです。令和5年度は赤色の折れ線グラフになっており、前年と比較すると約27,702千円の増となっています。グラフの山が高くなっている月につきましては、高額療養費が増えている月となっています。高額医療費の要因としましては、循環器系疾患、新生物等の生活習慣病が上位となっております。以上で令和5年度国民健康保険給付状況の説明を終わります。 |
|     | (4) 令和5年度国民健康保険特別会計決算状況について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局 | P5～7により説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|     | 5Pをご覧ください。国民健康保険税については、決算額合計2億3,018万223円となり、収納率99.0%と高い収納率となっています。令和5年度の不能欠損額は541,300円です。保険給付費等交付金（普通交付金）については、歳出の保険給付費に対して、交付されるもので7億1,134万4,114円となっています。                                                                                                                                                                                                                   |
|     | 歳出の保険給付費7億1,208万3,401円と739,287円の差額が発生していますが、これは第三者行為求償・不当利益等の返還金等となります。特別交付金につきましては、予算額に対し、1億1,183万円の増の3,790万円となりました。歳入合計11億万6,933万2,840円となり予算に対し、7,111万2,160円の減となっています。                                                                                                                                                                                                     |

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                            | 6Pをご覧ください。総務費全体で、予算に対し 2,749,749 円の残となりました。                                                                                                                                                                                                                                                |
|                            | 保険給付費全体については、7 億 7,972 万 4,000 円の予算に対し 7 億 1,208 万 3,401 円の決算額となり、6,764 万 599 円の残となりました。出産育児諸費については、令和 5 年度中の国保被保険者の出産は 6 件で、国保被保険者の死亡による葬祭費の支出については 9 件でした。傷病手当につきましては、新型コロナに感染し療養のため仕事を休んだ方に対するもので、支出はありませんでした。                                                                          |
|                            | 歳出合計では、予算に対し 1 億 4,316 万 558 円の残となり、歳入から歳出を差し引いた 7,204 万 8,398 円が令和 5 年度へ繰越しとなりました。                                                                                                                                                                                                        |
|                            | (5) 令和 6 年度国民健康保険特別会計補正予算について                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事 務 局                      | P8～9 により説明                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                            | 8Pをご覧ください。第 3 号（12 月補正）ですが、既決予算 12 億 4,787 万 3,000 円に歳入歳出それぞれ 127 万円減額し、総額 12 億 4,660 万 3,000 円とする補正を行っております。補正の概要としましては、①会計年度任用職員の条例改正による報酬等の補正、②令和 5 年度保険給付費普通交付金及び特別交付金精算額確定による補正、③国民健康保険各事業及び負担金額等の確定による繰入金の補正、以上 3 点の補正となっております。                                                      |
|                            | 内訳としましては、歳入では、道支出金であります保険給付費特別交付金で 93 万円の増、繰入金で 220 万円の減となっており、合計 127 万円の減となっております。繰入金の内訳につきましては、保険基盤安定負担金、財政安定化支援事業、未就学児均等割保険料負担分、産前産後保険料負担分、その他一般会計繰入分の額確定により 220 万円の減となります。                                                                                                             |
|                            | 歳出では総務費で 4 千円の増、保健事業費で 93 万円の増、諸支出金で 23 万 6 千円の増、予備費で 244 万円減額し、合計 127 万円の減となっております。内訳としましては、総務費の職員給与費で 82 万 4,000 円の減、徴税费で 19 万 3,000 円の増、医療費適正化特別対策費 63 万 5,000 円の増となっております。保健事業費では特定健康診査事業費で 93 万円の増、諸支出金で特別交付金償還分 2 千円、普通交付金償還分 23 万 4 千円の増となり、予備費では 244 万円の減となっております。報告事項の説明は以上となります。 |
| 2 諮問事項                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (1) 上富良野町国民健康保険条例の一部改正について |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事 務 局 | 資料 9 P をご覧下さい。                                                                                                                                                                                                                                            |
|       | 令和 5 年に公布された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）により、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、本年の 1 2 月 2 日以降に被保険者証の発行が廃止され、「マイナ保険証」となることから、上富良野町においても被保険者証の返還に係る罰則等について改正する必要があります。                                                         |
|       | 内容につきましては、第 7 章罰則の第 1 1 条中の虚偽の届出についての文言を改正しております。条項内の「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改正し、附則にて罰則の経過措置についての文言を追加することとしております。これらの改正につきましては、1 1 月 2 8 日開催の第 4 回町議会臨時会において提案する予定のため、本会において諮問させていただきますのでよろしくお願い致します。 |
| 会 長   | 国の制度に合わせて、上富良野町国民健康保険条例の改正ということでしたが、ご意見ご質問ございませんか。なければ 1 1 月臨時会へ上程させていただいてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                      |
| 各 委 員 | （意見なし。賛成多数で、承認される。）                                                                                                                                                                                                                                       |
| 3 その他 |                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事 務 局 | 皆さんの机上に参考資料として配布させていただきましたのが、マイナ保険証の対応について高齢者や要支援者等向けのパンフレットとなります。                                                                                                                                                                                        |
|       | 当町においても保険証が発行されなくなることで不安の声が散見されておりますので、町のホームページへの掲載等、周知啓発を今後も引き続き行っていきます。                                                                                                                                                                                 |
|       | 参考になりますが、令和 6 年 1 0 月末現在、国保加入者数が 1 9 6 7 人でこれに対し、マイナ保険証の登録をされている方が 1 3 7 4 人と約 7 割の方が紐づけをされている状況となっております。以上でその他の報告を終わります。                                                                                                                                 |
| 会 長   | 報告案件、諮問事項、その他事項に関して、他に何もなければこれで本日の運営協議会を終わります。                                                                                                                                                                                                            |
| 各委員   | （他に意見、質問なし。）                                                                                                                                                                                                                                              |
|       | 19 時 40 分終了                                                                                                                                                                                                                                               |